

## 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に盛り込まれた事項への対応

### 1. 規制改革の内容

#### 事項名

日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し (在留資格取得要件の緩和)

#### 内 容

新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出がなくとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。

## 2. 規制改革事項に係る進捗状況

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(法務省令第34号)を平成26年12月26日に公布(平成27年4月1日施行)

本件に関する改正の概要は、以下のとおり。

### 在留期間「4月」の追加

現行

投資・経営

5年、3年、1年又は3月

改正案

経営・管理

5年、3年、1年、4月又は3月

### 提出書類に関する規定の改正

現行

投資・経営

事業計画書、会社又は法人の登記事項証明書及び損益計算書の写し

改正

経営・管理

- イ 事業計画書の写し
- ロ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し) 本邦において法人を設立する場合と、外国法人の支店を本邦に設置する場合との別を問わない。
- ハ 損益計算書その他これに準ずる書類の写し(事業を開始しようとする場合においては、この限りでない。)